

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	前年度	今年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資または非累積的永久優先出資にかかる組合員資本の額	20,287	20,460
うち、出資金および資本準備金の額	7,363	7,227
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	13,256	13,804
うち、外部流出予定額（△）	112	126
うち、上記以外に該当するものの額	△ 220	△ 445
コア資本にかかる基礎項目の額に算入される引当金の合計額	154	117
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	154	117
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本にかかる基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額（イ）	20,441	20,577
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツにかかるものを除く）の額の合計額	20	27
うち、のれんにかかるものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツにかかるもの以外の額	20	27
繰延税金資産（一時差異にかかるものを除く）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目にかかる10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異にかかるものに限る）に関連するものの額	—	—
特定項目にかかる15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツにかかる無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異にかかるものに限る）に関連するものの額	—	—
コア資本にかかる調整項目の額（ロ）	20	27
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	20,420	20,550
リスク・アセット 等		
信用リスク・アセットの額の合計額	142,019	144,638
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエクスポージャーにかかる経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,277	4,428
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（二）	146,296	149,066
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（二））	13.95%	13.78%

- [注記] 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMIについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	前年度			今年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	966	—	—	1,141	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	7,606	—	—	7,896	—	—
外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	10,929	—	—	13,191	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	255,549	51,109	2,044	250,429	50,085	2,003
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）	—	—	—	—	—	—
ガバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	—	—	—
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	14,195	8,139	325	16,126	9,930	397
（うちトランザクター向け）	164	74	2	144	65	2
不動産関連向け	55,876	33,859	1,354	55,132	32,958	1,318
（うち自己居住用不動産等向け）	14,833	5,445	217	14,812	5,455	218
（うち賃貸用不動産向け）	29,835	18,462	738	29,038	17,867	714
（うち事業用不動産関連向け）	11,206	9,951	398	11,280	9,635	385
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	—	—	—	—	—	—
劣後債券およびその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等関連向けを除く。）	637	788	31	626	847	33
自己居住用不動産等向けエクスポージャーにかかる延滞	44	32	1	58	36	1
取立未済手形	60	12	0	49	9	0
信用保証協会等による保証付	23,725	2,366	94	24,815	2,475	99
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	719	719	28	728	946	37
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
上記以外	25,029	44,990	1,799	26,082	47,347	1,893
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のもにかかるエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段にかかるエクスポージャー）	13,118	32,796	1,311	13,984	34,961	1,398
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分にかかるエクスポージャー）	188	472	18	192	481	19
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段にかかるエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	11,721	11,721	468	11,904	11,904	476
証券化	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
（うちリスクスルー方式）	—	—	—	—	—	—
（うちマンデート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエクスポージャーにかかる経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	395,341	142,019	5,680	396,278	144,638	5,785
CVAリスク相当額÷8%（簡便法）	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	395,341	142,019	5,680	396,278	144,638	5,785
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞	マーケット・リスク相当額の 合計額を8%で除して得た額 a			マーケット・リスク相当額の 合計額を8%で除して得た額 a		
	所要 自己資本額 b=a×4%			所要 自己資本額 b=a×4%		
	—			—		
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a			オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a		
	所要 自己資本額 b=a×4%			所要 自己資本額 b=a×4%		
	4,277			4,428		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a			リスク・アセット等(分母)合計 a		
	所要 自己資本額 b=a×4%			所要 自己資本額 b=a×4%		
	146,296			149,066		

②オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	前年度	今年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,277	4,428
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	171	177
B I	2,851	2,952
B I C	342	354

- 〔注記〕
1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
 5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S & P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

[注記] 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）および延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

区 分		前年度				今年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー
法人	農業	514	514	—	0	423	423	—	—
	林業	10	10	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	7	7	—	—	14	14	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	16,181	16,181	—	301	18,142	18,142	—	293
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	268,728	5,506	—	—	264,463	5,506	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	3,375	2,976	398	19	2,855	2,456	398	143
	日本国政府・地方公共団体	18,137	10,096	8,041	—	20,689	12,376	8,312	—
	上記以外	1,088	368	—	—	1,074	345	—	—
	業種別残高計	395,341	110,076	8,440	681	396,278	114,639	8,711	680
個人	1年以下	253,267	3,322	—	—	229,880	3,507	—	—
	1年超3年以下	2,232	1,924	308	—	20,855	2,095	306	—
	3年超5年以下	3,774	3,774	—	—	3,952	3,952	—	—
	5年超7年以下	4,952	4,952	—	—	7,435	7,334	101	—
	7年超10年以下	15,894	15,292	601	—	14,970	14,265	704	—
	10年超	86,754	79,224	7,529	—	89,384	81,784	7,600	—
	期限の定めのないもの	28,464	1,585	—	—	29,800	1,698	—	—
	残存期間別残高計	395,341	110,076	8,440	—	396,278	114,639	8,711	—
信用リスク期末残高		395,341	110,076	8,440	681	396,278	114,639	8,711	—
信用リスク平均残高		379,928	108,177	6,794	—	379,587	113,472	8,365	—

〔注記〕 1. 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

2. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）およびオフ・バランス取引及並びに派生商品取引の与信相当額を含みます。

3. 「その他」には、現金・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

項 目	前年度						今年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		増減額	期末 残高	期末 残高	期中 増加額	期中減少額		増減額	期末 残高
			目的 使用	その他					目的 使用	その他		
一般貸倒引当金	317	154	—	317	△ 163	154	154	117	—	154	△ 36	117
個別貸倒引当金	88	89	—	88	0	89	89	12	46	42	△ 76	12

④地域別・業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目		前年度						今年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的 使用	その他					目的 使用	その他		
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		88	89	—	88	89	—	89	12	46	42	12	46
業種別計		88	89	—	88	89	—	89	12	46	42	12	46

[注記] 国外のエクスポートは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

⑤信用リスク・アセット残高内訳表

(単位: 百万円)

項 目	リスク・ ウェイト (%)	前年度						今年度					
		CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後		リスク・ ウェイトの 加重平均値	F=E/(C+D)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後		リスク・ ウェイトの 加重平均値	
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目				
		A	B	C	D			E	A	B	C		D
現金	0	966	—	966	—	—	0	1,141	—	1,141	—	—	0
我が国の中央政府および中央銀行向け	0	7,606	—	7,606	—	—	0	7,896	—	7,896	—	—	0
外国の中央政府および中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	10,929	—	10,929	—	—	0	13,191	—	13,191	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	20～150	255,549	—	255,549	—	51,109	20	250,429	—	250,429	—	50,085	20
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	45～100	13,784	3,337	12,551	410	8,139	63	15,781	3,213	14,750	344	9,930	66
（うちトランザクター向け）	45	—	1,645	—	164	74	45	—	1,448	—	144	65	45
不動産関連向け	20～150	55,854	54	54,202	21	33,859	62	55,132	—	53,343	—	32,958	62
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	14,812	54	14,666	21	5,445	37	14,812	—	14,672	—	5,455	37
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	29,835	—	28,691	—	18,462	64	29,038	—	27,846	—	17,867	64
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	11,206	—	10,845	—	9,951	92	11,280	—	10,824	—	9,635	89
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債券およびその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	547	6	547	0	788	144	613	0	603	—	847	140
自己居住用不動産等向けエクスポージャーにかかる延滞	100	44	—	42	—	32	77	58	—	56	—	36	64
取立未済手形	20	60	—	60	—	12	20	49	—	49	—	9	20
信用保証協会等による保証付	0～10	23,725	—	23,664	—	2,366	10	24,815	—	24,754	—	2,475	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	719	—	719	—	719	100	728	—	728	—	946	130
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上記以外	100～1250	25,029	—	25,029	—	44,990	180	26,082	—	26,082	—	47,347	182
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものにかかるエクスポージャー）	250～400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段にかかるエクスポージャー）	250	13,118	—	13,118	—	32,796	250	13,984	—	13,984	—	34,961	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分にかかるエクスポージャー）	250	188	—	188	—	472	250	192	—	192	—	481	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段にかかるエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等にかかるその他外部TLAC関連調達手段にかかるエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	11,721	—	11,721	—	11,721	100	11,904	—	11,904	—	11,904	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段にかかるエクスポージャーにかかる経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	—	—	—	—	—	142,019	—	—	—	—	—	144,638	—

⑥ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を実施した後のエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項 目	前年度										今年度											
	信用リスク・エクスポージャーの額					信用リスク削減手法適用後					信用リスク・エクスポージャーの額					信用リスク削減手法適用後						
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計	
我が国の中央政府および中央銀行向け	7,606	-	-	-	-	-	7,606	7,896	-	-	-	-	-	7,896	-	-	-	-	-	-	7,896	
外国の中央政府および中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	10,929	-	-	-	-	-	10,929	13,191	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方三社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	255,549	-	-	-	-	-	255,549	250,429	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
(うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
カバード・ボンド向け	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	10%	15%	20%	25%	35%	50%
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	20%	50%	75%	80%	100%	
(うち特定貸付債権向け)	100%	150%	250%	400%	その他	その他	合計	100%	150%	250%	400%	その他	その他	合計	100%	150%	250%	400%	その他	その他	合計	
劣後債券およびその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	719	-	-	-	719	-	-	-	728	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向けおよび個人向け	164	2,150	426	10,220	その他	その他	合計	0%	20%	45%	50%	75%	85%	100%	その他	0%	20%	45%	50%	75%	85%	100%
(うちランザウクター向け)	164	-	-	-	-	-	164	-	-	144	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不動産関連向け	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	20%	25%	30%	31.25%	35%	
(うち自己居住用不動産等向け)	1,057	-	-	-	4,167	-	614	-	2,062	6,785	75%	70%	62.50%	922	-	4,256	-	537	-	2,153	6,803	
不動産関連向け	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	
(うち賃貸用不動産向け)	-	-	-	-	-	25,997	-	2,604	84	4	-	-	-	25,346	-	2,416	79	3	27,846	10,824	合計	
不動産関連向け	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計	
不動産関連向け	4,484	1,800	4,120	-	439	0	10,845	5,226	1,736	3,444	-	416	-	10,824	5,226	1,736	3,444	-	416	-	10,824	
(うち事業用不動産関連向け)	60%	その他	-	-	-	-	合計	60%	その他	-	-	-	-	合計	60%	その他	-	-	-	-	合計	
不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(うちその他不動産関連向け)	100%	150%	その他	-	-	-	合計	100%	150%	その他	-	-	-	合計	100%	150%	その他	-	-	-	合計	
不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(うちADC向け)	50%	100%	150%	その他	-	-	合計	0%	50%	100%	150%	その他	-	合計	0%	50%	100%	150%	その他	-	合計	
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く)	28	10	509	0	-	-	548	16	28	10	548	0	-	603	16	28	10	548	0	-	603	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーにかける延滞	-	22	-	19	-	-	42	-	-	15	-	41	-	56	-	-	-	-	-	-	56	
現金	966	-	-	-	-	-	966	1,141	-	-	-	-	-	1,141	966	1,141	-	-	-	-	1,141	
取立未済手形	-	-	60	-	-	-	60	-	-	49	-	-	-	49	-	-	-	-	-	-	49	
信用保証協会等による保証付	-	23,663	-	-	0	-	23,664	-	24,753	-	-	0	-	24,754	-	-	-	-	-	-	24,754	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
済新取置付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

⑦資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウエイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウエイト 区分	前年度				今年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	312,358	—	—	310,953	311,295	—	—	310,034
40%～70%	37,275	1,645	10%	36,389	37,425	1,448	10%	36,413
75%	4,058	1,623	14%	4,213	4,321	1,584	10%	4,392
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	5,070	25	10%	4,944	5,100	21	10%	4,992
90%～100%	2,278	84	39%	2,259	3,843	143	26%	3,788
105%～130%	6,905	—	—	6,725	6,042	—	—	5,861
150%	1,037	6	10%	1,033	1,048	—	—	1,045
250%	719	—	—	719	728	—	—	728
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	85	13	10%	35	32	14	10%	33
合 計	369,789	3,397	13%	367,273	369,838	3,213	11%	367,289

4. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスపోージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスపోージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスపోージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスపోージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスపోージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスపోージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスపోージャー額としています。

担保に関する評価および管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスపోージャーの額

(単位：百万円)

区 分	前年度			今年度		
	適格 金融資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格 金融資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	1,058	4,202	—	1,157	4,520	—
自己居住用不動産等向け	—	8,428	—	—	8,234	—
賃貸用不動産向け	—	0	—	—	0	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	0	—	16	—	—
自己居住用不動産等向けエクスపోージャーにかかる延滞	—	18	—	—	40	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合 計	1,058	12,651	—	1,173	12,796	—

- [注記] 1. 「エクスపోージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスపోージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスపోージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額にかかる額を不算入としております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

① リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、以下の規程類によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

- 自己資本比率算出要領
- 自己資本比率算出事務手続
- 内部統制規程
- 情報システム運用管理規程 など
- 事務リスク管理規程
- 災害対策計画（BCP）

② BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

③ ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

④ オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

⑤ オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

- ①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。
- ②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析およびポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。
- ③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

区 分	前年度		今年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	13,838	13,838	14,712	14,712
合 計	13,838	13,838	14,712	14,712

〔注記〕「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

前年度			今年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(その他有価証券の評価損益等)

(単位：百万円)

前年度		今年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	205	—	429

⑤ 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

前年度		今年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

12. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法に関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。当JAでは、リスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。

具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇ リスク管理の方針および手続の概要

- リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や分析などを行いリスク削減に努めています。
- 金利リスク計測の頻度
四半期末を基準日として、IRRBBを計測しています。
- ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇ 金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。
- 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- 複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- 内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVEの前事業年度末からの変動要因は、有価証券ポートフォリオのデュレーション短縮等により、金利リスク量が低下したことによるものです。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- 金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- 金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点
特段ありません。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

$$\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} + \text{調達勘定の金利リスク量} (\Delta)$$

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項 番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,829	2,734	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	406	247
3	スティープ化	3,262	3,954		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	1,079	1,208		
7	最大値	3,262	3,954	406	247
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	20,550		20,420	